

『本堅田村諸色留帳』(一)——元禄一三年——

東谷 智・鎌谷かおる・栗生 春実・郡山 志保
高橋 大樹・水本 邦彦・山本 晃子

本稿は、『本堅田村諸色留帳』(以下『留帳』と略記)の翻刻である。『留帳』は、堅田藩および佐野藩飛地領の時代に設置された本堅田村(滋賀郡)の役務日記である。『留帳』は本堅田共有文書の一部であり、従来は『堅田藩大庄屋日記』と呼ば

れていたが、本稿では表紙の表題を採用し『本堅田村諸色留帳』と呼ぶ。『留帳』は、元禄一三年(一七〇〇)以降、書き継がれており、明治六年(一八七三)まで計一七三冊が確認されている。すでに『新修大津市史』第四卷(大津市役所、一九八一)などで部分的に用いられているものの、全面的な利用はなされていない。

一 堅田藩と『本堅田村諸色留帳』の概要

堅田藩は、元禄一一年(一六九八)に堀田正高が下野国から堅田に入封して成立した藩である。滋賀郡と高島郡で一万石を領有し、本堅田村に陣屋を置いた。正高の後、堀田家は正峯、正永、正実、正富、正敦、正衡、正頌と続き幕末を迎えた。

正敦の代には、文化三年(一八〇六)に三〇〇石の増加があり、文政九年(一八二六)には高島郡の所領四〇〇石を上野国阿蘇郡に移され、同郡植野村に居所(佐野)を移した。文化九年以降は佐野藩となったものの、滋賀郡の所領は引き続き佐野藩の飛地領として堀田氏の支配を受けることとなった。なお、正敦は総裁として『寛政重修諸家譜』を編纂したことで知られるとともに、鳥の絵を描くなど文人としても著名である。

二 元禄一三年『日記』の概要

『留帳』に書き留められているのは、藩からの触・達に加え、本堅田村から藩へ上申した届も含まれる。今回紹介した元禄一三年は、堅田藩成立後、藩主正高が堅田に初めて入部した年である。初入部前後には様々な情報の収集に努めている様子が窺える。一例を挙げると、領外の村々との出入作については、石高と耕作人の書上を提出させている。このような年貢収納に関わるもののみではなく、領内の石灯籠や樹木の調査も行われている。幕領から引き継いだ村々を支配するに当たり、基礎的なデータを蓄積することが調査の目的であったと考えられる。

年貢収納については、八月に検見の方法や順路などを知らせる触があったが、合わせて各村から起請文を出させている点が目される。諸事正路に申し出ることや音物を渡さないことなどが前書きの雛型に書かれており、年貢収納を契機に領主と領民間の関係を構築しようとする様子が窺える。

こうした堅田藩独自の展開に応じた記載の他、藩領を越える事柄についての記載も見られる。

本堅田村が琵琶湖岸に位置することから、琵琶湖の勢多川浚えに関する触などが多く含まれている。勢多川は琵琶湖から流出する唯一の河川で、江戸時代に数度川浚えが行われている。川浚えによって琵琶湖の水位の適正化が図られ、洪水の防止

につながる。そのため、受益負担者として琵琶湖岸の村々がその費用を負担したのである。また琵琶湖の水位を計るために設置した定杭に関する記述もあり、琵琶湖縁の村という特質が窺える内容となっている。

その他、京都町奉行所や大津代官所からの触も見られる。領主以外の幕府の役所から様々な触を受け取るという、いわゆる非領国地帯の特徴も垣間見られる。また、生類憐れみの令も公儀触として伝達されており、同法令の地域的な展開という点から注目される。

三 調査の経緯

二〇一一年、堅田藩および佐野藩飛地領の研究を進めることを目的として、堅田藩大庄屋文書研究会を九名で発足し、大津市歴史博物館の協力のもと同年一月から活動を開始した。研究会は、月一回のペースで行われ、会員による『留帳』の輪読を会活動の中心に据え、適宜関連箇所フィールドワークを行っている。

二〇一三年度からは、文部科学省科学研究費（譜代小藩堅田藩の基礎的研究―地域社会の変容と藩政の展開―）（基盤研究(C)（研究課題番号：2570808））、研究代表者（東谷智）の助成を受けることとなり、研究会を母体とした研究活動を本格化し、引き続き『留帳』の輪読を一つの柱として活動を進めているところである。本稿はその成果の一部であり、もっとも古い元禄一三年の『留帳』を翻刻し紹介するものである。

なお以下の方針で翻刻を行った

一、原則常用漢字を用いた。

一、変体仮名はひらがなに改めたが、而、茂など書かれている字体をそのまま用いたものもある。

一、注記、傍注などを適宜加えた。

【研究会の構成】

鎌谷かおる 栗生春実 郡山志保 齋藤慶一 高橋大樹 東谷智 樋爪修
水本邦彦 山本晃子

【科研費の研究組織】

研究代表者 東谷智
研究分担者 井上智勝 鎌谷かおる 水本邦彦
研究協力者 栗生春実 郡山志保 高橋大樹 山本晃子

(東谷 智)

（表紙）

「元禄拾三年

本堅田村諸色留帳

辰 五月 巳外二有

巳も此奥にとぢ添而有也」

（本文）

江州勢多川浚御普請御入用銀村懸り之儀、最前申渡候通、今年分高百石ニ付銀百五匁八分三毛宛、当七月朔日の百石迄之内金丸又左衛門屋鋪江急度可相納候、若於致遅之者可為越度候、此触狀順々相廻、村書付之下二名印記留り村より京都奉行所江可持参者也

辰五月

（水谷勝七）
信濃御印

（福川長孝）
丹後御印

江州滋賀郡湖水辺

南郷村	平津村	寺辺村	鳥居川村
別甫村 ^(係)	中之庄村	馬場村	松本村
五別所村	山上村	錦織村	南志賀村
穴太村	下坂本村	比叡辻村	苗鹿村
雄琴村	衣川村	本堅田村	今堅田村
^{真野之内} 中村	同 沢村	同 浜村	小野村
今宿村	南浜村	中浜村	北浜村
南舟路村	守山村	木戸村	荒川村
大物村	南比良村	北比良村	南小松村
北小松村			

右村々庄屋

年寄

江州勢多川浚御普請御入用銀村懸り之儀、最前御触之通、今年分高百石ニ付銀百五匁八分三毛之積、来ル七月朔日の同十日迄之内、我等方へ急度可相納候、從御郡代衆御廻狀之通可得其意候、就夫銀包之儀、京新町通誓願寺下ル町三井三郎助方にて常是目之積為包京岩神通四条上町我等屋敷迄、右日限之通急度持参可申候、為心得如此候、已上

辰五月

金丸又左衛門御印

江州滋賀郡湖水辺

右之村々

庄屋

年寄中

此廻狀順々相廻し留り之村の可被相返候、以上

其村水引之様子、御用ニ候間定杭を以入念之改如斯、書付早々可被差越候、此書付木浜へ早々遣し可被申候、以上

辰六月廿八日

依田伊左衛門印

本堅田

木浜

庄や

舟持年寄中

覚

一、定杭水際迄何尺何寸何分

内、五尺除残何尺何寸何分、去ル寅ノ六月廿一日の

水減申候

一、当卯(辰考)五月廿五日之高水の六月廿七日迄何尺何寸水引

申候

一、定杭水之内土際迄何尺何寸御座候

右之通ニ御座候、雨降不申只今之様にて候へ者、

一日一夜二何寸何分ほとも水引申候、以上

本かた、浦

元禄十三年辰六月廿八日

庄屋たれ印

舟持年寄たれ印

依田伊左衛門殿

兩人にて能候

覚

一、定杭水際迄六尺三寸壹分

内、五尺除残り壹尺三寸壹分、去ル寅六月廿一日の

水減申候

一、当辰五月廿五日之高水の六月廿七日迄ニ壹尺貳寸五分水引申候

分水引申候

一、定杭水之内土際迄三尺六寸九分御座候

右之通ニ御座候、雨降不申只今之様にて候へハ、

一日一夜二何寸何分程も水引申候、以上

本堅田浦

元禄拾三年辰六月廿七日

庄や誰印

舟持年寄たれ印

兩人にて能候

依田伊左衛門殿

佐久間町片町

正阿弥

八郎兵衛

年三十三

一、せい中の男やせかたち色白

一、まなこ丸く少出目

一、面鉢少おもな鼻筋通り少鼻ひらめ

一、眉毛あつく耳少長し

一、口ひるうすく齒小齒にてそろひ

一、ひん中くらい

一、さかやきの内右之方五分斗はけ有り

一、惣鉢さかやきうすはけ

一、左腕に万命と申入ほくろ有り

一、手足尋常 但両足ひさふしより下(疾)にしつ(疾)のあとあり

右之者初之名甚右衛門と申、其後八郎兵衛、又源右

衛門と改候

一、衣類定紋(瓜カ)に爪を付候

佐久間町四町目

忠兵衛店

伝左衛門方に居候

権右衛門

年三十五

一、せい中の男やせかたち

一、顔おもな色少あかく鼻筋通り、眼ほそく目しり少

さかり候

一、ひん中さかやきの中程少うすく有之候

一、きひろ帷子紋丸之内(高)つた、但丸のさし渡シかね尺に

て壹寸紋の色かき(柿)ニ而有之、洗はけ候様に候

一、脇差長壹尺六寸程黒さやつか糸黒茶鮫白鍔鉄無地ふ

ち赤銅

一、帯絹いろき(黄 街 茶)からちや

一、鼻紙袋地(麻 巻)こはく織、色す、たけかくし

ほとんへつかう二所に有り

右式人之者御僉儀之事有之候処、八郎兵衛ハ当六

月十四日権右衛門ハ同十六日に欠落致候、右書付

之通之者於有之ハ、其所に留置奉行又者地頭・御

代官江申出、それより江戸町奉行所へ早速申達へ

し、若かくし置、後日に脇より相知候ハ、可為越

度者也

辰七月日

右之通 御公儀御尋之者御書付之写相廻シ候、御書付

之通之もの於有之ハ召捕置、早々注進可仕候、若隠置

後日相知候ハ、当人ハ不及申庄屋・五人組急度曲事ニ

可申付候、以上

七月十八日

大塚源太左衛門印

滋賀郡 村々

公儀御尋之者之儀ニ付、大塚源太左衛門方書付相廻

シ候間、村々披見之上村下二名主致名印早々相廻し、

留之村方此方へ可相返し候、已上

七月十八日

伊藤彦左衛門印

新築理右衛門印 滋賀郡村々庄屋中

一、殿様御入国ニ付、滋賀・高鳴方御道中為御折袴料金

子壹両、内二歩宝蔵院へ護摩領、二歩清水へ護摩領

二遣

辰七月四日

慶長七年寅九月小堀新助様御檢地

一、古検高千八百拾四石四斗三升三合

延宝七年未三月七日戸田左門様御檢地

一、新検高千七百拾石式斗七升九合

内 式石五斗八升式合

是ハ元禄十年丑十二月小野半之助様御支配之節

壺石四斗三升九合 御除地 西勝寺

是ハ元禄十年丑十二月小野半之助様御支配之節

壺石三斗五升三合 浮御堂

是ハ元禄十年丑十二月小野半之助様御支配之節

壺石壺斗式升 御除地 神田明神

是ハ元禄十年丑十二月小野半之助様御支配之節

五斗八升 光徳寺

是ハ元禄十年丑十二月小野半之助様御支配之節

壺斗式升 寿寧寺

是ハ元禄十年丑十二月小野半之助様御支配之節

七斗 御除地 妙盛寺

是ハ元禄十年丑十二月小野半之助様御支配之節

千七百式石三斗八升五合 殿様御領分

一、枝村・陰陽村此近所御他領之村無御座候

右之通無相違相改如此ニ御座候、以上

元禄拾貳年八月 本堅田村名主

七月十九日

外二

一、四拾石 御朱印地 十郎右衛門

一、拾石 祥瑞寺領 喜兵衛

一、拾石 氏神御除地 八郎兵衛

古来方御除地ニ而御座候

月番 左次右衛門

同 市右衛門

新築利右衛門様
伊藤彦左衛門様

年寄
勘兵衛
同
彦右衛門

覚
古検何程、何拾年已前誰様御檢地
一、高何程

何村

内
何程 誰様御領分

同 何寺領

同 何社領

同 御領分

内、何程、何年已前誰様御知行之節

小物成何程、高二御倍候
古検不知何程之子細ニ而水帳紛失之わけ可書
一、高何程

何村

右之通吟味仕相違無御座候、以上

辰七月

何村

庄屋

付紙ニテ
一、村高之内古検年数相違於有之ハ、内書之肩ニ銘々古
検高・年数可書事

年寄

覚

一、高千七百六拾石式斗七升九合

内

四拾石

御朱印地
祥瑞寺領

往古ハ
御朱印地、御檢地不知

拾石
御除地
氏神社領

本堅田村

往古 御朱印御除地、御檢地不知
式石五斗八升式合 御除地 本福寺

往古御除地、延宝七年未三月戸田左門様御檢地、
元禄十年丑十二月御除地ニ成申候
御除地谷口村 西勝寺

右同断

右同断

右同断

五斗八升

右同断

七斗

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

覚
一、高千七百六拾石式斗七升九合
此銀壹貫八百六拾式匁四分三厘

江州滋賀郡
本堅田村

内

高四拾石

此銀四拾式匁三分式り

高拾石

此銀拾匁五分八り

高七石八斗九升四合

此銀八匁三分五り

高千七百式石三斗八升五合 堀田兵部知行

此銀壹ノ八百壹匁分八り

右者勢多川御普請御入用掛銀、去卯年ハ巳年迄三ヶ年

符之内、当辰年分上納仕候、以上

元禄十三年辰七月廿四日

金丸又左衛門様

銀壹貫八百六拾式匁四分三厘 常是目

右者勢多川御普請御入用村掛銀当辰年分高百石二付百

五匁八分三毛之積請取候処仍如件

元禄十三辰年七月 金丸又左衛門

本堅田村

庄屋

年寄中

本堅田村

庄屋

年寄中

彦右衛門

勘兵衛

左二右衛門

市右衛門

喜兵衛

浮御堂

妙盛寺

寿寧寺

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

御除地

覚

江州勢多川浚御普請入用村懸り銀、先日相触候通、弥金丸又左衛門屋鋪迄可相納候、当年之納銀相延度旨、頃日雖訴訟申、難相立候、来ル廿五日迄二急度可令納銀候、此触状巡廻村書之^下印二名・印記之、触留り京都奉行所へ可持参者也

辰七月九日 信濃

丹後

江州滋賀郡湖水辺村々

右御廻状十一日ノ夜九ツ時分参来、早速写今堅田へ遣ス

差上申一札之事

一、私儀前々旅籠屋仕候処、去暮中風呂屋御免被遊被下候様ニ与奉願候処、垢かき之下女まで御免被遊、難有奉存候、右之女つまと申者年廿式、まさと申者年廿六、已上式人、随分親元相改、何方も無構懣成者ニ御座候間、親元証文被差置申候、勿論私宅外右之女共他所江片時も遣申間敷候、或行衛不存者、或当村二手引無之、客暫も私宅ニ留置申間敷候、尤火之用心・喧嘩口論并博奕之類仕せ申間敷候事
一、此女兩人共二寺宗旨証文取置申候、御用次第差上可申事

一、右之趣少茂相背申候ハ、何分之曲事ニも可被仰付候、為後日仍如件

元禄十三年

辰四月廿五日

本堅田村旅籠や

次郎左衛門印

新楽理右衛門様

伊藤彦左衛門様

右次郎左衛門義、証文指上申候通違背仕せ申間鋪候、以上

年番庄や

市右衛門

左二右衛門

同年寄

勘兵衛

彦右衛門

覚

捨子之儀御制禁に候、依之最前も養育成かたきにおゐてハ奉公人者其主人、御料者御代官、私領ハ其村之名主・五人組、町方ハ其所之名主・五人組江其品申出之、於其所養育可仕旨相触候故、今以粗捨子いたし候段不届に候、若捨子いたし候ハ、可為曲事候、弥捨子不仕候様に急度可被申付候、以上

辰七月

右之通今度從御公儀^儀仰出、御書付^{御書付之}村之写遣し候、村々に写置、捨子不仕様ニ堅可申付候、捨子仕者有之おゐて者、当人ハ不及申、名主・五人組共急度曲事可申付候、若養育難仕子有之ハ吟味之上此方へ可申来候、以上

八月四日

大塚源太左衛門

滋賀郡

捨子之儀ニ付、從御公儀被仰出候御書付之写、大塚源太左衛門方被相廻候、披見之上村下二名主致名・印、早々相廻、留之村方此方へ可返候、以上

八月四日

伊藤彦左衛門印

新楽理右衛門同

一、当立毛檢見之儀ニ付、神文前書・罰文共二下書別紙遣之候、其村々向寄次第二三、四ヶ村又ハ五、六ヶ村ツ、立合神文仕、内見入念合歩相違無之帳面仕立、可致案内候、当年ハ別而委細ニ可令見分候間、可得其意候

一、其村々為檢見、来ル晦日・来月朔日時分可参候、是又可得其意候、以上

八月廿二日

伊藤彦左衛門

新楽理右衛門

起請文前書

一、当辰之立毛御檢見之儀、庄屋・年寄・頭百姓立会、随分入念内見仕、忝忝歩不残無依怙蠱屢遂吟味、合歩無相違有合帳面記、御案内可仕事
一、御朱印地・御除地・永荒、并上・中・下・下々之位、反歩引替不申、正路ニ可仕事
一、御定御下行之外、御馳走ケ間敷儀一切仕間敷候、尤御家頼衆へ到迄音物曾而仕間鋪事
右之條々於相背者

梵天、帝釈、四大天王、惣而日本六十余州大小之神祇、殊伊豆・箱根両所権現、三嶋大明神、八幡大菩薩、天満大自在天神、部類眷属、神罰冥罰各可罷蒙者也、仍、起請文如件

元禄十三年

庚辰八月

何村

庄屋誰

年寄誰

頭百姓誰

へ参候間、北高嶋六ヶ村申合、朽木道筋へ迎之人足、

尤荷物之人足共ニ出し可申候

右之通、来ル朔日明七ツ半時、此方罷立可参候間、人

足遅々無之様可申付候、已上

八月廿七日

伊藤彦左衛門印

新楽理右衛門印

庄や市右衛門

左二右衛門

下坂本町

御年寄中

去々寅年江州勢多川浚御入用之儀、回国湖水辺水所村々

五三ヶ年ニ上納被仰付候之処、当国大工之儀、従先規

夫役御免許之旨、中井主水ヲ改之令承知候、雖然、右

川浚之儀、水場之村々為御救被 仰付事ニ候得共、以

来役懸り之例ニ者罷成間敷候之条得其旨、最前令触知

候割符銀可差出者也

元禄十三年

辰八月

信濃印

丹後印

江州

大工中

近江国中御領・私領・寺社領、在々為秤改江戸守随手

代相廻候間、無異儀改請可申候、若滞儀於有之候者可

申来候、吟味之上可申付者也

辰二月九日

信濃印

在江戸無加印

駿河

丹後印

近江国中

御領・私領・寺社領

村々庄や

年寄

かたへ

本堅田領今堅田出作持高并名付

遠藤主膳殿御下今堅田村

十右衛門

源兵衛

一、九石八斗壹升貳合

一、四石九斗三升五合

内、壹斗六升壹合、御陣や敷引ノ由

一、壹斗八升九合

一、壹斗貳升

一、四升

一、八升八合

一、壹斗三合

一、壹斗壹升

六郎右衛門

甚右衛門

次郎兵衛

作助

六郎右衛門

新三良

一、当辰之田方為検見来ル朔日浜分村迄可参候間、宿等

可申付置候、尤堅田村ヲ浜分村道筋村々人足等可申

付候

一、かこ人足 三丁分

一、挟箱持人足 三ツ分

一、荷物人足 貳駄分

一、恰羽持人足 五人斗

一、伊藤彦左衛門・嶋田庄左衛門此両人ハ葛川ヲ浜分村

辰九月四日

本堅田村

一、此与助義、身体不勝手ニ付当村立越候、別ニ御法度

之悪事仕出し立退申者ニ而ハ無御座候、以上

覚

一、谷口村・大野村・下在地村にてかこ人足貳挺分、挟

箱持壹人、荷物四人、右之通村々ニ而申付置可被申

候、廿九日早朝ニ此方罷立候間、五ツ時分ニ谷口村

へ可参候間、段々其心得ニ而人足可被申付置候

一、葛川細川村ヲ段々六ヶ村共ニ名主共不残坂下村へ可

罷出候、廿九日晚坂下・木戸口・中村三ヶ村ノ内ニ

彦左衛門宿・庄左衛門宿可被申付候、昼八ツ前ニ可

参候、可得其意候、以上

八月廿七日

嶋田庄左衛門印

右村々庄屋中

右村々庄屋中

右村々庄屋中

本堅田村・沢村・北比良村・南小松村・下小川

村・鴨村・太田村・下古賀村・下小川村・新保

村・浜分村・北仰村・桂村・岸脇村・酒波村、

右村々庄屋中

触状

元禄十三年

辰八月

信濃印

丹後印

江州

大工中

去々寅年江州勢多川浚御入用之儀、回国湖水辺水所村々

五三ヶ年ニ上納被仰付候之処、当国大工之儀、従先規

夫役御免許之旨、中井主水ヲ改之令承知候、雖然、右

川浚之儀、水場之村々為御救被 仰付事ニ候得共、以

来役懸り之例ニ者罷成間敷候之条得其旨、最前令触知

候割符銀可差出者也

元禄十三年

辰八月

信濃印

丹後印

江州

大工中

一、壹斗貳升	喜兵衛	一、壹石四斗一升三合	作兵衛
一、壹斗	彦作	一、壹石三斗五升八合	七兵衛
一、三斗貳升	久助	一、壹石七升三合	新右衛門
一、壹斗八升七合	泉福寺	一、壹石七升八合	新五郎
一、三斗五升七合	仁右衛門	一、七斗三升一合	彦兵衛
一、八斗貳升四合	三右衛門	一、壹石七斗三升八合	庄兵衛
一、拾七石(マ)四斗(マ)壹升(マ)五合	助作	一、八斗八合	茂兵衛
内、壹斗六升壹合、御陣や敷引		一、六斗九升三合	利左衛門
残而、拾七石貳斗五升四合		一、三石九斗一升五合	吉郎兵衛
辰八月廿八日	今堅田村	一、壹石七斗八升七合	吉兵衛
本堅田村	庄屋	一、壹石四斗四升五合	与三右衛門
御庄屋中様		一、壹石六斗六升九合	仁兵衛
辰内見役人		一、壹石六斗九升壹合	長左衛門
八良兵衛		一、七升七合	仁兵衛
市右衛門		一、貳斗五合	清兵衛
壹組 佐次右衛門	喜兵衛	一、壹斗六升六合	忠三郎
彦右衛門	勘兵衛	一、貳斗壹合	八兵衛
平右衛門	善兵衛	一、壹斗八升七合	与三兵衛
五郎右衛門	德左衛門	一、貳斗一升九合	嘉兵衛
十良右衛門		一、壹石貳斗三升九合	三郎兵衛
壹組 次郎左衛門		一、貳斗八升壹合	一郎兵衛
新右衛門		一、八升四合	はる
		一、三斗七升八合	源兵衛
		一、壹斗五升九合	かう
		一、四斗貳升四合	德左衛門
		一、三斗八升壹合	弥左衛門
		一、壹斗四升七合	太兵衛
本堅田領衣川村出作持高并名付			
		一、壹斗四升	六兵衛
		一、壹斗四升九合	庄三郎
		一、壹斗八升七合	五郎兵衛
		一、三斗一升三合	四郎三郎
		一、壹斗貳升六合	四郎兵衛
		一、壹斗七升五合	惣村分
		一、廿四石八斗三合	
	衣川・今堅田二口		
	四拾貳石五升七合		
	右之通出作相違無御座候、以上		
	本かた、庄や		
	元禄十三年辰九月		
	八郎兵衛		
	喜兵衛		
	十郎右衛門		
	市右衛門		
	佐二右衛門		
	乍恐願書ヲ以申上候		
	一、私家屋敷御用ニ付指上申候様ニと被為仰付候、尤替		
	リニ外輪町忠兵衛家江参候様ニと被為仰付忝奉存候、		
	併あれへ参候得而ハ商内・作り何角ニ勝手迷惑仕候、		
	其上当年ハ方角不宜候間、御慈悲ヲ以来春迄御延シ		
	被遊可被下候、其内ニ商之勝手ヲ見立願申可奉候、		
	唯今急々ニハ何共難儀ひしと仕候間、願通ニ被為		
	仰付被下候ハ、可奉忝存候、以上		
	辰九月		
	宮切		
	権右衛門印		
	御奉行様		

一、権右衛門家之義御殿近ニ而御座候付、此度御用地ニ

被仰付、当分難義可仕間、とのわ忠兵衛家広有之付、

蔵共ニ替ニ御借可被下由被 仰付候処ニ、権右衛門

事勝手悪敷御座候由ニ而御請不仕候ニ付、私共様々

異見申候へ共一円合点不仕候、依之権右衛門願書御

取次申候、私共申付候義承引不仕者ニ御座候へハ、

無是非候、向後迎も右之仕合御座候、以上

堅田村

元禄十三年辰九月十七日

庄や

五人

青山又兵衛様

一、九月十八日、権右衛門家屋敷儀御用地ニ被為仰付候

上ハ、無遅退早速指上被仕候様ニと申入候処ニ、被

致合点、いかにも御用ニ相立可申与御請被申事、則

御請之段青山又兵衛様へ申上候処ニ、一段ニ被思召

候、然上ハ伊香立ニ源太左衛門様被成御座候間、可

申參と被仰、則又兵衛様ヲ添状被遣、八郎兵衛・喜

兵衛兩人向在地へ七つ過ヲ罷越申上候事、権右衛門

屋敷之事、一段ニ被思召候、然上ハ外輪町忠兵衛宅

へはやく移り申様ニ可申付と被仰渡候事

一、忠兵衛家之義、年寄平右衛門よひよせ申渡候事

一、九月廿三日ヲ蔵番弥二郎兵衛儀、大工茶番ニ小升壹

升宛ニ而地下ちやとひ申事、南会所ニ而役人共立会

ノ上申渡候事

一、源太左衛門殿儀、九月廿四日ノ夜暇被遣、船ニ而大

津へ向帰り被申候、尤諸道具共ニ船ニ積申候事、御

勘定小京都王而仕被仰付御役人衆様方御登り之由承

申候事

一、十月朔日ヲ当村御検見被成候事、二日雨ふり三日四

日五日ノ四日ニて御仕廻被下候事

上下拾人宛御出被成候事 上四人

中式人

下四人

覚

一、私儀五ヶ年

一、大道町佐太夫已前ヲ当村へ罷越候、此度河内之内国

分村へ引越候、於当地借銀買懸り一錢も無御座候、

為後日如此御座候、以上

元禄拾三年十一月朔日

庄屋

十郎右衛門殿

喜兵衛殿

右之通行空ヲ書被越候、則此書付も彦左衛門様へ上申

候事

一、理右衛門様方御用餅米壹俵被仰付

一、則町々割

此米茂兵衛方へ渡ル

辰十一月三日 使茂右衛門

六升 大道

五升 大中

五升 東宮

五升 八軒

五升 野々内

壹斗 外川

壹斗 野々内

四斗 一升

覚

一、ねむ(合歌)

一、やつて(八手)

一、枇杷

一、きんかん(金柑)

一、したれ柳(枝垂)

一、なつめ(葉)

一、寒竹

一、糸す(薄)、き

一、南天

一、すわう(蘇芳)

一、白もくれん(木蓮)

一、葡萄

一、芙蓉

一、かざ車(風)

一、小てまり(手毬)

一、杉 五、六尺

七、八尺迄

一、栗木

一、源平桃

一、熊ざ(熊)、

一、山さんせう(山椒)ノ木

一、しきみ(柿)

一、もちノ木(餅)

一、鼠ざし(鼠)

一、りんご(林檎)

一、いてう(銀杏)

一、いちぢく(無花果)

一、青木 一ひいら木(柊)

一、百日紅 一、海棠

一、豊後梅 一、蜜柑

一、柚 一、桐 但花柚共

一、あんす(杏) 一、すも(李)、

一、くみ(栗) 一、紅葉但色々

一、かしわ(柏) 一、一もとす(薄)、き

但ほうす事

一、萩 一、梨子

一、しやが(射干) 一、いちはつ(辛夷)

一、紫式部 一、こぶし

一、梅もとき(藤) 一、藤

但岩ふし共ニ

一、あふひ(葵) 一、いちこ(苺)

一、かうず(楓) 一、むくげ(蘇鉄)

一、てつせん(未央柳) 一、そてつ(蘇鉄)

一、ひよう(櫻)、もみノ木

一、かし(櫻) 一、柿ノ木

一、桜 一、りうきう(琉球)

一、花さくろ(柘榴) 一、かつら(桂)

一、黄梅 一、くねんほ(九年母)

一、白クしん(柏) 一、ひむろ(姫松)

一、松ノ木 一、楊梅

但五、六尺ち七、八尺迄

- 一、^(松)しゆろ
- 一、^(樺)まき
- 一、^(葎)かや
- 一、^(鶯)きり嶋
- 一、^(柑子)かうじ
- 一、^(樺)しい
- 一、^(木皮)ぼけ
- 一、^(鶯)牡丹
- 一、^(鶯)ゆつりは
- 一、^(鶯)椿 花よきヲ
- 一、^(鶯)作り竹
- 一、^(鶯)ちやうしゆん
- 一、^(鶯)たち花

候間、庄屋老人ツ、我等方迄可被參候、定杭場水引候様子とくと改書付持參可被致候、尤印判も持參可被申候
 一、定杭水上何尺何寸何分引候
 但、五尺ハ除之、水之内何尺何寸有之
 一、春夏ハ水一日一夜二何寸何分程ツ、引、只今ハ何ほとツ、引候
 一、御普請無之前ハ一日一夜二何程ツ、引候哉
 一、御普請無之前、満水之時分ハ水何日程ツ、た、へ引候哉、御普請出来候而ハた、急不申引候哉
 一、持水二何尺何寸程引候哉、前方之様子も書付可被申候

引申候
 一、同 水之内深サ式尺式寸式分御座候
 一、^{堅田浦}定水ニ 凡式寸五分程引申候
 一、春夏雨降不申日和能御座候時分ハ一日一夜二卷寸壹式分程引申候、風ニ方増減御座候
 一、秋冬渴水之時分一日一夜二三分程引申候
 一、勢多川御普請無御座以前、満水之時分ハ湖水引方遅御座候処、御普請出来仕候而者、上水之分早引申候、已上
 江州滋賀郡本堅田村 庄屋 十郎右衛門 彦右衛門 年寄

右之通草木、或ハ所持或ハ林やふ等二有之候者、木之大サ高サ何木何本有之由、此廻状之末ニ致村付書付遣し可申候、急御用ニ候間、廻状村々遅々致候ハ、可為延引間、はしハ別紙ニ書付差遣シ可被申候、但寺方ニ所持之草木ニて住持被惜候様成義ニ候ハ、可為無用候、兎角村々注進可被急候
 一、石灯炉古キヲ所持之者候ハ、是又注進可有候、是或ハ笠なく或ハ台石なく、又ハ取集物にても不苦候一、ぼくしやれ木など、又ハ村々林藪などに、ほくらしき見へ候者、是又注進可被申候、右之段々村々庄屋・組頭中具ニ詮義之上可申越候、尤此書付村々無遅滞相廻し、村書之下二庄や致印判相廻し可被申候、以上

右之通之儀承事ニ候間、被得其意書付可被參候、此廻状木浜へ早々遣し、とまり方此方へ持參可被申候、不及申候へ共、二条方被仰付候間、無由断改早々此方へ可被參候、以上
 辰十一月八日 依田伊左衛門印
 本堅田 木浜 庄屋年寄中
 右ハ九日午ノ下刻二届申候

一、定水之儀、定杭上五尺除、式尺五寸三分ヲ堅田之定水極申様ニと伊左衛門様ニ相談仕候、重而之書付ニ者其考可有之
 一札
 一、本堅田村東ノ切町孫九郎兵衛借家ニ居申候昆布や長兵衛と申者ニ於天津ニ金子何両取替御座候ニ付、相済申様ニ申遣候へ共一円不埒故已ニ 御公儀様へ御断可申上処ニ御町中御嚶ニ而金子何両何歩御渡シ被下儘請取右之出入相済申候、然上ハ自今以後長兵衛儀ハ不及申御町中家主へ少茂申分無御座候、仍後日為後日済状如件

- 十一月九日 鵜飼平藏
- 本堅田村 大野村
- 衣川村 下在地
- 千野村 向在地 貫井村
- 谷口村 坂下村 細川村
- 中村 木戸口 右庄や中廻状留り村
- 沢村 町居 ち戻し可申候、以上
- 普門村 中村

其浦ニ有之候定杭場水引候儀ニ付、御尋之御用有之
 一、^{辰十一月九日改}勢多川凌御普請以後湖水引様之覚
 一、^{辰十一月九日改}定杭 水ノ上式尺七寸八分引申候
 去ル寅ノ六月廿一日、定杭ヲ被仰付候時分方如此

一、^{辰十一月九日改}勢多川凌御普請以後湖水引様之覚
 一、^{辰十一月九日改}定杭 水ノ上式尺七寸八分引申候
 去ル寅ノ六月廿一日、定杭ヲ被仰付候時分方如此

元禄拾三年辰極月三日

大津百石町

江戸屋

三郎右衛門印

本堅田村東ノ切丁

御年寄中

まゐる

右之手形年寄善右衛門方へ請取置申候

覚

一、三百九拾弍人 但、去ル卯十一月廿四日方当辰十二

月晦日迄御蔵番人

但十二月廿二、三日引

此給米三石九斗弍升

一、三百五拾四人 但、当正月方十二月晦日迄御蔵常番

人

此給米三石五斗四升

米メ七石四斗六升

十郎兵衛

喜兵衛

市右衛門

佐次右衛門

八郎兵衛

青山又兵衛様

一、常蔵番人弥二郎兵衛儀巳ノ正月廿五日暇遣候事

一、当正月方極月晦日迄御蔵はん人相勤申候、為重而印

置申候事

巳ノ正月廿五日迄相勤ル

【謝辞】

伊豆神社宮司平野修保氏、責任役員佐倉節夫氏を始めとするみなさまには、本研究についてご理解いただき、本会の活動へご協力いただき有り難うございます。また、大津市歴史博物館には、本会の活動に全面的なご協力をいただいております。記して謝意を申し上げます。